

むらからまちから館における酒類の取扱要領

「むらからまちから館」(以下「館」という。)における酒類の展示・販売は、「株ふるさとサービス」が以下の要領に基づき実施する。

1. 取り扱い基準

(1) 事業者

「館」で酒類を取扱うことができる者は、原則として商工会地区内の製造免許・卸免許を有する事業者（商工会、組合、第3セクター等を含む。）(以下「事業者等」という。)とする。

(2) 酒類の範囲

「館」で販売できる酒類は、原則商工会の会員が製造した酒類であって、次の酒類である。

- | | | | | |
|-------|---------|------------------|-----------|-----------|
| ア. 清酒 | イ. 焼酎 | ウ. 果実酒類 | エ. ウイスキー類 | オ. リキュール類 |
| カ. 雜酒 | キ. 地ビール | ク. スピリット類（ラム酒含む） | | ケ. みりん |

2. 推薦及び決定

「館」に出展取扱いを希望する事業者等は、「様式一4」により都道府県商工会連合会(以下「県連」という。)の推薦を受け、株ふるさとサービスにおいて検討のうえ、直接、事業者と出展条件交渉を行い、決定する。

酒類の取扱は酒販小売免許の関係上、株ふるさとサービスの買取り仕入とする。

3. 取引条件

- (1) 酒類の仕入価格については、別途、株ふるさとサービスが事業者等と調整を行う。
- (2) 仕入代金の支払いは、仕入れた当月締めの翌月末払いとし、事業者等の指定する口座に送金するものとする。
- (3) 売れゆきが悪く賞味期間が残っている酒類は、原則として返品するものとする。返品した代金については、返品した当月末締めの翌月末払いとし、事業者等は本会の指定する口座に送金するものとする。
- (4) 事業者等は、来館者に事業者のPRを兼ね試飲又は試食をさせるため、株ふるさとサービスと協議のうえ試供品をなるべく提供することとする。

4. 搬送費

原則出展事業者負担とする。

5. 出展に当たっての注意

別紙一2の注意事項を尊守すること。

6. その他

(様式一4) 「むらからまちから館」地酒コーナーへの出展品推薦リスト